

前回部会（6月14日）及びその終了後に示された追加説明事項一覧（甲調査）

区分	内容
調査事項 (電子商取引)	<p>① 調査項目「9 電子商取引の有無及び割合」については、電子商取引を母数とするのではなく、売上金額全体を母数として、そこに占める個人向け電子商取引の割合を記入することとされています。</p> <p>しかし、B to C のサイトの中で、購入者が企業か個人かという区分をした上で、個人分のみを抽出しようとする、取引内容を一つ一つ精査しなければならず、記入負担が重く、正確性の確保も含め、回答が困難な場合が少なくないと考えます。</p> <p>また、部会の説明では「可能な範囲（書ける範囲）での協力を求める」といった旨の説明がなされましたが、本項目に関する必要性の認識も含め、逆に混乱を招く可能性が懸念されます。</p> <p>このため、以下の点について、質問します。</p> <p>(1) 本調査項目の必要性について、具体的に何に利用されているのでしょうか。</p> <p>(2) 中間年において毎年実施予定の経済構造実態調査の調査項目の設定に当たっては、基準年に実施される経済センサス - 活動調査における調査事項を基礎としつつも、毎年報告するという報告者負担を勘案されていると認識しています。そうであれば、むしろ、以下のような把握の方法も選択肢の一つではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子商取引全体の金額の把握にとどめるなど、調査項目の簡素化 ・ 自社が運営するエンドユーザー向け（B to C）サイトによる売上、それ以外向け（B to B）サイト別による売上金額の把握 <p>② 電子商取引については、電子商取引実態調査という別の統計情報も見受けられるところ、この調査結果では代替できないのでしょうか。</p> <p>もし、情報が足りないなら、電子商取引に特化した当該調査の把握事項を充実すればよく、経済構造実態調査で消費者相手・企業相手の区分等だけを断片的に聞いても、報告負担のみ大きく、情報把握として一体性を欠くのではないのでしょうか。</p>
集計事項	<p>① 今回の集計に係る推計手法について、第1面については企業数の下位1割のデータの伸び率を使って、調査対象外を推計するとのことですが、それが適切とした検証データを示してください。</p>